

保育士資格取得のための学費を貸付します！

平成28年度保育士修学資金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、保育士の資格を取得し、将来福井県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする方々に当該修学資金を貸付し、福井県の保育人材の確保と福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付の対象者（次のすべてを満たす方）

- ①県内に住民登録があり、保育士の養成施設（児童福祉法の規定により指定された学校または養成施設）に在学中の者で、卒業後、県内で保育士として児童の保護等に従事しようとする者
- ②学業成績等が優秀であって、家庭の経済状況等から当該修学資金の貸付が必要と認められる者

3. 貸付額と利子

- (1) 貸付額は、月額5万円を上限とします。また、初回に入学準備金、卒業年度に就職準備金として、それぞれ20万円を上限に加算することができます。
- (2) 利子は無利子です。ただし、「7. 修学資金の返還」の事由に該当し、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年5%の延滞利子を徴収します。

4. 貸付の期間

貸付の期間は平成28年4月から養成施設の正規の修学期間（原則2年を限度）とします。（ただし、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、学費相当分（月額5万円以内）の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。）

5. 貸付金の交付

年2回（3月と8月）に分けて指定口座に振り込みます。

※平成28年度については、11月中旬頃に上半期分および下半期分まとめて交付の予定です。

6. 返還の免除

保育士の養成施設を卒業した日から1年以内に県内の保育所等（別表参照）において児童の保護等に従事し、引き続き5年間（県内の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項および第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合または中高年離職者（養成施設の入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

なお、災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由により当該業務に従事できなかった期間は免除対象となる従事期間には含めません。

7. 修学資金の返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由がある場合を除く。）には、修学資金を返還することとなります。

- ①養成施設を退学したときなど修学資金の貸付けが打切られたとき
- ②養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録せず、または県内の保育所等で児童の保育等に従事しなかったとき
- ③県内の保育所等で児童の保育等に従事しなかったとき
- ④業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

ただし、一定の要件に該当する場合には、返還を猶予することもできます。

8. 貸付の人数（平成28年度分）

10人程度

9. 申請の手続き方法

修学資金の貸付を希望する方は、次に掲げる書類を平成28年8月31日（水）までに、養成施設を経由して、下記の「11・申請先・問い合わせ先」に提出してください。（郵送の場合は、消印有効）

- （1）保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）
- （2）在学する養成施設の長の推薦書（様式第2号）
- （3）保育士修学資金貸付における個人情報取扱同意書（様式第3号）
- （4）世帯全員の記載がある住民票
- （5）直近の学業成績表
- （6）市町長が発行した申請者の生計を支える者（父および母）の申請前年の所得・課税証明書

(7) 第17条第1項第1号に規定する中高年離職者にあつては、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第16条に規定する離職証明書、その他離職していることが確認できる書類

*申請には、連帯保証人1名が必要です。連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであつて、原則として県内に住所を有する者です。申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人とします。

10. 貸付適否の決定

学力、家計等を総合的に審査し、9月下旬頃に貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。

貸付が決定した方とは10月中旬頃に借用書等を提出していただき、11月中旬頃に指定口座に送金(入学準備金・上半期分・下半期分の修学資金)をします。

11. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次とおりです。

〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 保育士修学資金担当 Tel0776-24-4987
--

12. その他

上記の「9. 申請の手続き方法」の(1)～(3)の様式は、下記のアドレスからダウンロードができます。

<http://www.f-shakyo.or.jp/>

別表

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第6条の2第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」 ・児童福祉法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」 ・児童福祉法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって、法第34条の15第1項の規定により市町が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第13号に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、法第34条の8第1項の事業および同法同条第2項の届出を行ったもの
キ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
ク	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例教育・保育および特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設
ケ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 法第59条の2の規定により届出をした施設 ② ①に掲げるもののほか、福井県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③ 雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ④ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 ⑤ 国、県または市町が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

